

平成 21 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アスラポート・ダイニング
 代表者名 代表取締役社長 山 口 伸 昭
 (コード番号 3069 ヘラクレス.S)
 問い合わせ先 社 長 室 長 尾 崎 富 彦
 (TEL.03-5405-4424)

HSI グローバル株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明について

当社は、平成 21 年 3 月 26 日開催の取締役会において、HSI グローバル株式会社による当社株式に対する公開買付けについて下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

① 商 号	HSI グローバル株式会社	
② 事 業 内 容	インターネットや宅配を中心とした飲料や食品の独自商品の製造、小売販売、飲食店の運営、および有価証券の保有・管理	
③ 設 立 年 月 日	平成 21 年 3 月 10 日	
④ 本 店 所 在 地	東京都品川区南大井 3 丁目 23 番 8 号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 檜垣 周作	
⑥ 資 本 金	500,000 円	
⑦ 大株主及び持株比率	阪神酒販株式会社 (100.0%)	
⑧ 買付者と当社の関係等	資 本 関 係	HSI グローバル株式会社は、平成 21 年 3 月 27 日に実行される第三者割当増資により、当社株式 38,166 株(発行済株式総数の 23.13%)を所有する予定です。また、当社は HSI グローバル株式会社の株式を所有していません。
	取 引 関 係	該当事項はございません
	人 的 関 係	該当事項はございません
	関連当事者への該 当 状 況	該当事項はございません

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠および理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 21 年 3 月 26 日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けの背景及び公開買付者との資本提携について

当社グループは、経営理念である“感動共有業”の具現化にむけて、下記の3つの“I”(アイ)の実践を掲げ、事業戦略の柱として取り組んでまいりました。

- ①「Intercommunity」＝共有・共同参加（既存業態の改善・発展）
- ②「Innovation」＝革新（新業態開発）
- ③「Investment」＝投資（事業および資本提携等による戦略的事業展開）

直近事業年度である平成20年3月期には、当社子会社である株式会社ゲンジフーズが和風ファミリーレストラン等の事業を譲り受け、また、当社が株式会社とり鉄の株式を取得するなど、グループ規模の拡大および業態ポートフォリオの充実を図ってまいりました。

しかしながら、世界的な金融不安や企業収益の減少などによる景気の後退が一段と鮮明になるなか、外食産業においても、個人消費意欲の減退による外食機会の減少、食品偽装等による消費者の食への不安の高まりなど、長期にわたり厳しい経営環境が続いております。特に大きな影響を受けた当社子会社の株式会社ゲンジフーズでは、当初の事業計画に大きく遅れが生じたため、平成21年3月期第2四半期連結会計年度において連結子会社ののれんに対する減損損失等を計上し純資産が減少しました。その結果、上場維持の要件に抵触するおそれが生じており、当社は、資本増強による財務体質の改善が必要との認識のもと引受先の選定を定めてまいりました。

公開買付者は、阪神酒販株式会社（以下「阪神酒販」といいます。）の100%子会社であり、本公開買付けの実施及び当社の実施する普通株式38,166株の第三者割当（以下この増資を「本第三者割当増資」といいます。）による引受けを目的に設立された買収目的会社です。

阪神酒販は、昭和35年に設立され、飲料や食品の宅配による訪問販売やインターネットによる通信販売を中心に、独自商品の製造から小売販売、飲食店の運営までを一貫して行い、食品・外食関連事業を総合的に展開する企業集団（以下「阪神酒販グループ」といいます。）を形成しております。

阪神酒販グループは、特に外食事業については一層の飛躍を図るために積極的な投資を行うべき事業領域と位置づけております。現在、阪神酒販グループは、直営店及びFC店含め115店舗の焼き鳥店を全国にて展開していますが、激しい競争のある業界の中で勝ち抜くためには、阪神酒販グループと当社が一体となることによって、スケールメリットを創出し、事業拡大を図っていくことが重要であると考えております。

かかる状況下において、当社及び当社の筆頭株主である合同会社ジュピターインベストメント（以下「ジュピター社」といいます。）と公開買付者の間で交渉が行われました。阪神酒販グループとしては、当社に対する資本参加を検討し、当社及びジュピター社と協議した結果、公開買付者が本第三者割当増資を引き受けて当社の資本を増強すると共に、本公開買付けを実施して当社に経営参加することが、阪神酒販グループ及び当社の企業価値向上に資すると判断し、一方で、当社は、阪神酒販グループは、酒類・食品の製造、卸などを主な事業とし、また、「ちどり亭」「鳥造」などのブランドの居酒屋事業を傘下に保有しており、阪神酒販グループの商品開発や物流を活用した安定的なマーチャンダイジング機能の向上や、同グループの外食事業とその店舗運営のノウハウとリソースを共有することによるコストの効率化等、当社の企業価値の向上を図ることができると判断しました。

そこで、公開買付者は、当社と本公開買付け及び本第三者割当増資（払込金額は1株あたり金4,043円、総額154,305,138円。）の公開買付者による引受け等に関して、平成21年3月12日付で「資本提携契約書」を締結いたしました。資本提携契約書においては、公開買付者が本公開買付け及び本第三者割当増資の引受けにより、当社の発行済株式総数の過半数の取得を目指すこと、当社の発行済株式総数の2分の1以上の議決権の取得を条件として、平成21年3月期に係る定時株主総会において、任期満了により退任する社外取締役田中健二氏及び江田裕一郎氏を重任候補者として選定せず、当社の取締役3名及び監査役1名を公開買付者から派遣し、公開買付者の指名する取締役が当社の取締役会の過半数を占めるように提案することについて、合意しております。

また、公開買付者は、当社の筆頭株主であるジュピター社との間で、ジュピター社が、その所有する

当社の株式の全部（60,656 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）36.76%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

当社は、平成 21 年 3 月 12 日開催の取締役会において、本第三者割当増資による募集株式の発行及び発行される全株式を公開買付者に割り当てる旨を決議しており、公開買付者は、資本提携契約書に基づき、これを引き受けました。本公開買付けが成立する場合、本第三者割当増資の結果も併せ、公開買付者は当社の発行済み株式総数の過半数を保有することとなる予定です。なお、本第三者割当増資により公開買付者が当社に払い込む金額の使途は、借入金の返済及び本社移転費用等でございます。また、本第三者割当増資の 1 株あたりの払込金額である 4,043 円は、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場（以下「ヘラクレス市場」といいます。）における、本第三者割当増資についての当社取締役会決議の前営業日である平成 21 年 3 月 11 日の当社普通株式の終値 3,900 円に 103.67%を乗じたものであり、同日までの過去 1 ヶ月間のヘラクレス市場における当社の終値の単純平均値 4,043 円（小数点以下四捨五入）と同額であります。

（3）本公開買付けに対する意見の理由及び根拠

当社は、「(2) 本公開買付けの背景及び公開買付者との資本提携について」で述べたとおり、本公開買付けの成立を通じて公開買付者との資本提携を実現することが、当社の企業価値の向上に資するものであり、ひいては当社株主の利益にかなうものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

公開買付者及びその親会社である阪神酒販は、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格の決定にあたり、平成 20 年 12 月下旬、北村・平賀法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を重ねてまいりました。更に、平成 21 年 2 月中旬に当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるグローウィンに株式価値算定を依頼しました。公開買付者は、グローウィンが平成 21 年 3 月 11 日付で提出した株式価値算定書を参考にしつつ、当社に対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、当社の筆頭株主であるジュピター社との協議・交渉の経緯もふまえ、平成 21 年 3 月 12 日、買付価格を 5,150 円と決定しました。

なお、公開買付者がグローウィンから受領した株式価値算定書によると、グローウィンは、当社株式の市場株価の動向、当社の財務状況等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された当社株式 1 株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

- ・市場株価法 3,950 円～9,570 円
- ・類似会社比較法 2,846 円～6,058 円
- ・DCF 法 16,666 円～21,020 円

一方、当社は、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング（以下「コーポレート・アドバイザーズ」といいます。）に株式価値算定を依頼しました。当社は、コーポレート・アドバイザーズが平成 21 年 3 月 25 日付で提出した株式価値算定書を参考にしつつ、当社筆頭株主であるジュピター社が本公開買付けに応募することに同意している事実、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成 21 年 3 月 26 日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討いたしました。この検討にあたっては、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人英知法律事務所から法的助言も受けております。これらの検討の結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、当社取締役会において本公開買付けについて賛同することにつき承認可決しました。

なお、当社がコーポレート・アドバイザーズから受領した株式価値算定書によると、コーポレート・

アドバイザーズは、当社株式の市場株価の動向、類似会社の財務数値及び市場株価の動向、当社の財務状況等を勘案し、市場株価平均法、類似会社比準法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

- ・市場株価平均法 3,852 円～4,366 円
- ・類似会社比準法 3,828 円～4,291 円
- ・DCF 法 3,986 円～5,917 円

また、本公開買付けにおける買付価格は、平成21年3月11日（本公開買付けの実施について公開された平成21年3月12日の前取引日）までの過去3ヵ月間のヘラクレス市場における対当社株式の終値の単純平均値4,384円（小数点以下四捨五入）に対して17.47%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月11日までの過去1ヵ月間のヘラクレス市場における当社の終値の単純平均値4,043円（小数点以下四捨五入）に対して27.38%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月11日のヘラクレス市場における終値3,900円に対して32.05%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

なお、本公開買付けにあたり、公開買付者は、当社の筆頭株主であるジュピター社より、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。本公開買付けが予定どおり成立した場合、親会社の異動、主要株主である筆頭株主の異動、主要株主の異動及びその他の関係会社の異動が生じ、当社は公開買付者の子会社となる見込みです。

（４）上場廃止の有無について

当社の株式はヘラクレス市場に上場されているところ、本公開買付けは当社の上場廃止を企図して行われるものではないとの説明を公開買付者より受けております。しかしながら、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の株式は、ヘラクレス市場の定める株式上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。万一、株式上場廃止基準に抵触した場合の対応方針につきましては、株式上場廃止基準に抵触する蓋然性が高まった段階で、慎重に検討する予定です。

（注）

1. 当社が該当するおそれのあった、ヘラクレス市場の上場維持の要件は次のとおりです。（大阪証券取引所ヘラクレスの上場廃止基準のうち純資産の額に関する基準を抜粋）

- 6 以下の（１）から（３）までのすべてに該当する場合。（第17条第1項第4号a）

（１）総資産の額又は売上高（連結ベース。連結財務諸表作成会社でない場合は単独ベース。以下同じ。）が50億円未満のとき。

（２）上場時価総額（上場株式数に日々の最終価格を乗じた数値）が30営業日連続して50億円未満である場合において、以後3か月の間に5営業日連続して50億円以上とならないとき。

（３）純資産の額（連結ベース。連結財務諸表作成会社でない場合は単独ベース。以下同じ。）が4億円未満であるとき。

（注）（２）の上場時価総額について、平成21年1月から12月までの間は、「50億円」とあるのは「30億円」として適用しております。

- 7 浮動株式数が1,100単位未満である場合において、1か年以内に1,100単位以上とならないときで、かつ、純資産の額が4億円未満であるとき。（第17条第1項第4号b）

- 8 浮動株時価総額が30営業日連続して15億円未満である場合において、以後6か月の間に5営業日連続して15億円以上とならないときで、かつ、純資産の額が4億円未満であるとき。（第17条第1項第4号c）

（注）平成21年1月から12月までの間は、「15億円」とあるのは「9億円」として適用しております。

2. ジュピター社の株式所有割合は、本第三者割当増資の効力発生により、平成21年3月27日に公開買付者が当社の普通株式38,166株を取得する予定のため、当社の第3期第2四半期報告書（平成20年11月14日提出）に記載された平成20年9月

30 日現在の発行済株式数（126,834 株）に本第三者割当増資によって増加する 38,166 株を加えた 165,000 株を分母として計算しております。

3. ジュピター社は、公開買付者との間で、その所有する当社の株式の全部について本公開買付けに応募することに合意しておりますが、(i) 本公開買付けと競合する公開買付け（以下「競合買付け」という。）、又は合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、資本提携、事業提携、その他これらに類する一切の取引を含む当社株式の取得又は当社との事業統合の提案が発表され、(ii) 当社が競合買付け又は競合提案に賛同し、かつ、(iii) ジュピター社が、競合買付け又は競合提案に反対することが、少数株主の利益を害することとなると合理的に判断した場合には、本公開買付けに応募する義務を負わないとされております。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

平成 21 年 3 月 26 日

各 位

会社名 HSI グローバル株式会社
代表者名 代表取締役 檜垣 周作
問い合わせ先 齊藤 隆光
(TEL. 03-5767-5420)

株式会社アスラポート・ダイニング株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

HSI グローバル株式会社（以下、「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、株式会社アスラポート・ダイニング（以下、「対象者」といいます。）の普通株式を取得するため、下記のとおり、対象者の普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を開始いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、対象者を子会社化し、長期保有のもと対象者に経営参加することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、対象者の筆頭株主である合同会社ジュピターインベストメント（以下「ジュピター社」といいます。）との間で、ジュピター社が、その所有する対象者の株式の全部（60,656 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）36.76%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

また、当社は、対象者と本公開買付け及び対象者が平成 21 年 3 月 27 日に実施予定の普通株式 38,166 株の第三者割当増資（払込金額は 1 株あたり金 4,043 円、総額 154,305,138 円。以下「本第三者割当増資」といいます。）の当社による引受け等に関して、平成 21 年 3 月 12 日付で「資本提携契約書」を締結しております。

資本提携契約書においては、当社が本公開買付け及び本第三者割当増資の引受けにより、対象者の発行済株式総数の過半数を取得すること、対象者の発行済株式総数の 2 分の 1 以上の議決権の取得を条件として、平成 21 年 3 月期に係る定時株主総会において、任期満了により退任する田中健二氏および江田裕一郎氏を重任候補者として選定せず、対象者の取締役 3 名及び監査役 1 名を当社から派遣し、当社の指名する取締役が対象者の取締役会の過半数を占めるように提案することについて、合意しております。

対象者は、平成 21 年 3 月 12 日開催の取締役会において、本第三者割当増資による募集株式の発行及び発行される全株式を当社に割り当てる旨を決議しており、当社は、資本提携契約書に基づき、これを引き受けました。従って、本公開買付けが成立する場合、本第三者割当増資の結果も併せ、当社は対象者の発行済株式総数の過半数を保有することとなる予定です。なお、本第三者割当増資により当社が対象者に払い込む金額は、借入金の返済及び本社移転費用等に充当される旨、及び本第三者割当増資の 1 株あたりの払込金額である 4,043 円は、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場（以下「ヘラクレス市場」といいます。）における、本第三者割当増資についての対象者取締役会決議の前営業日である平成 21 年 3 月 11 日の対象者普通株式の終値 3,900 円に 103.67%を乗じたものであり、同日までの過去 1 ヶ月間のヘラクレス市場における対象者の終値の単純平均値 4,043 円（小数点以下四捨五入）と同額である旨の説明を対象者から受けております。

なお、対象者の株式はヘラクレス市場に上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図して行われるものではありません。しかしながら、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は、ヘラクレス市場の定める株式上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。万一、株式上場廃止基準に抵触した場合の対応方針に

つきましては、株式上場廃止基準に抵触する蓋然性が高まった段階で、慎重に検討する予定です。

本公開買付けについては、平成 21 年 3 月 26 日開催の対象者取締役会において本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

- (注 1) ジュピター社の株式所有割合は、本第三者割当増資の効力発生により、平成 21 年 3 月 27 日に当社が対象者の普通株式 38,166 株を取得していることを前提にしており、対象者の第 3 期第 3 四半期報告書（平成 21 年 2 月 13 日提出）に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の発行済株式数（126,834 株）に本第三者割当増資によって増加する 38,166 株を加えた 165,000 株を分母として計算しております。
- (注 2) ジュピター社は、その所有する対象者の株式の全部について本公開買付けに応募することに合意しておりますが、(i) 本公開買付けと競合する公開買付け（以下「競合買付け」という。）、又は合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、資本提携、事業提携、その他これらに類する一切の取引を含む対象者の取得又は対象者との事業統合の提案が発表され、(ii) 対象者が競合買付け又は競合提案に賛同し、かつ、(iii) ジュピター社が、競合買付け又は競合提案に反対することが、少数株主の利益を害することとなると合理的に判断した場合には、本公開買付けに応募する義務を負わないとされております。

(2) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、阪神酒販株式会社（以下「阪神酒販」といいます。）の 100%子会社であり、本公開買付けの実施及び本第三者割当増資の引受けを目的に設立された買収目的会社です。

阪神酒販は、1960 年に設立され、飲料や食品の宅配による訪問販売やインターネットによる通信販売を中心に、独自商品の製造から小売販売、飲食店の運営までを一貫して行い、食品・外食関連事業を総合的に展開する企業集団（以下「阪神酒販グループ」といいます。）を形成しております。

阪神酒販グループは、特に外食事業については一層の飛躍を図るために積極的な投資を行うべき事業領域と位置づけております。現在、阪神酒販グループは、直営店及び FC 店含め 115 店舗の焼き鳥店を全国にて展開していますが、激しい競争のある業界の中で勝ち抜くためには、阪神酒販グループと対象者が一体となることによって、スケールメリットを創出し、事業拡大を図っていくことが重要であると考えております。

一方、持株会社と 4 社の飲食事業会社から成る対象者は、“感動共有業”という経営理念のもと、直営店およびフランチャイズ本部の運営、新業態開発、M&A による戦略的事業展開に取り組んでまいりましたが、第 3 期第 2 四半期連結会計期間において連結子会社ののれんに対する減損損失等を計上し純資産が減少したため、資本増強による財政状況の改善が必要との認識のもと引受先の選定を進めておりました。

かかる状況下において、阪神酒販グループとしては、対象者に対する資本参加を検討し、対象者及びジュピター社と協議した結果、当社が本第三者割当増資を引き受けて対象者の資本を増強すると共に、本公開買付けを実施して対象者に経営参加することが、阪神酒販グループ及び対象者の企業価値向上に資すると判断しました。

当社は、本公開買付け後、①阪神酒販グループ独自の商品開発や物流を活用した安定的かつ戦略的なマーケティング機能の向上、②阪神酒販グループの外食事業とその店舗運営のノウハウとリソースを共有し、水平的な事業拡大およびコストの効率化、③阪神酒販グループからの人材派遣と資本増強等の施策を検討・実行することにより、対象者と阪神酒販グループの強みを活かし、競争が激化する市場及び類を見ない厳しい経済情勢の中において、相乗効果を発揮し、阪神酒販グループ及び対象者の企業価値の向上を図ることを計画しております。

(3) 本公開買付けにおける条件の概要

本公開買付けは、上述のとおり、対象者の上場廃止を企図して行われるものではありません。しかしながら、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、買付予定数の下限（45,972 株）を超える応募があった場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。そのため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は、ヘラクレス市場の定める株式上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。万一、株式上場廃止基準に抵触した場合の対応方針につきましては、株式上場廃止基準に抵触する蓋然

性が高まった段階で、慎重に検討する予定です。

当社は、第三者算定機関であるグローウィン・パートナーズ株式会社（以下「グローウィン」といいます。）が提出した株式価値算定書を参考にして、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 5,150 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けの実施について公開された平成 21 年 3 月 12 日の前取引日である平成 21 年 3 月 11 日までの過去 3 ヶ月間のヘラクレス市場における対象者の終値の単純平均値 4,384 円（小数点以下四捨五入）に対して約 17.47%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 3 月 11 日までの過去 1 ヶ月間のヘラクレス市場における対象者の終値の単純平均値 4,043 円（小数点以下四捨五入）に対して約 27.38%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成 21 年 3 月 11 日のヘラクレス市場における終値 3,900 円に対して 32.05%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

(4) 本公開買付けに関する合意等

当社は、前述のとおり、対象者の筆頭株主であるジュピター社との間で、ジュピター社が、その所有する対象者の株式の全部（60,656 株、株式所有割合 36.76%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

(注 1) ジュピター社の株式所有割合は、本第三者割当増資の効力発生により、平成 21 年 3 月 27 日に当社が対象者の普通株式 38,166 株を取得していることを前提にしており、対象者の第 3 期第 3 四半期報告書（平成 21 年 2 月 13 日提出）に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の発行済株式数（126,834 株）に本第三者割当増資によって増加する 38,166 株を加えた 165,000 株を分母として計算しております。

(5) 上場廃止について

当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図して行われるものではありません。しかしながら、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は、ヘラクレス市場の定める株式上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。万一、株式上場廃止基準に抵触した場合の対応方針につきましては、株式上場廃止基準に抵触する蓋然性が高まった段階で、慎重に検討する予定です。上場廃止となった場合、上場廃止後は、対象者株式をヘラクレス市場において取引することは出来ません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①商号	株式会社アスラポート・ダイニング	
②事業内容	1. 店舗運営事業 2. フランチャイズ事業 3. その他店舗改善活動等に係る事業	
③設立年月日	平成 19 年 1 月 12 日	
④本店所在地	東京都港区海岸一丁目 16 番 1 号ニューピア竹芝サウスタワー 21 階	
⑤代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山口 伸昭	
⑥資本金	499,536 千円	
⑦大株主及び持株比率	(有)ジュピターインベストメント 47.82 % (有)ネモフィラ 7.80 % 三井ベンチャーズ・グローバル・ファンド投資事業組合 5.80 % アセット・インベスターズ(株) 4.41 %	

	(有)ケイブピアッツァ	3.21 %
	大阪証券金融(株)	1.09 %
	(株)極楽湯	0.36 %
	野村證券(株)	0.23 %
	土屋 晃	0.20 %
	白石 千倉	0.15 %
	(平成 20 年 9 月 30 日現在)	
⑧買付者と対象者の関係等	資本関係	本第三者割当増資の効力発生により、平成 21 年 3 月 27 日に公開買付者は対象者株式 38,166 株（発行済株式総数(注)の 23.13%）を所有する予定です。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 発行済株式総数は対象者の上記第 3 期第 3 四半期報告書（平成 21 年 2 月 13 日提出）に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（126,834 株）から、同日現在の対象者が保有する自己株式（24 株）を控除して、本第三者割当増資によって増加する 38,166 株を加えた 164,976 株を分母として計算しています。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 3 月 27 日（金曜日）から平成 21 年 4 月 23 日（木曜日）まで（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がなされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は 30 営業日、公開買付期間は平成 21 年 5 月 13 日（水曜日）までとなります。但し、対象者から公開買付期間の延長請求をしない旨の同意を得ております。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき、金 5,150 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付けにおける買付価格である 1 株当たり 5,150 円は、第三者算定機関であるグローウィンが提出した株式価値算定書を参考にして決定いたしました（なお、グローウィンからは買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません）。

グローウィンは対象者株式の市場株価の動向、対象者の財務状況等を勘案し、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

・市場株価法 3,950 円～9,570 円

市場株価法では、平成 21 年 3 月 10 日の市場終値（3,950 円）、平成 21 年 2 月 11 日から平成 21 年 3 月 10 日までの 1 ヶ月間における対象者の出来高加重平均株価（4,171 円）、平成 20 年 12 月 11 日から平成 21 年 3 月 10

日までの3ヵ月間の各期間における対象者の出来高加重平均株価（4,583円）及び平成20年9月11日から平成21年3月10日までの6ヵ月間の各期間における対象者の出来高加重平均株価（9,570円）をもとに、対象者株式1株当たりの価値が算定されております。

・類似会社比較法 2,846円～6,058円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が2,846円から6,058円と算定されております。

・DCF法 16,666円～21,020円

DCF法では、対象者の事業計画に基づく将来キャッシュフローを、事業リスク及び財務リスクに应じる適当な割引率（期待収益率）にて現在価値へ割り戻すことにより株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値が算定されております。

当社は、本公開買付けにおける買付価格について、株式価値算定書の算定結果を参考に、算定結果の下限である2,846円から上限である21,020円のレンジの中で検討いたしました。さらに、対象者に対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した結果、平成21年3月12日の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり5,150円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成21年3月11日（本公開買付けの実施について公開された平成21年3月12日の前取引日）までの過去3ヵ月間のヘラクレス市場における対象者の終値の単純平均値4,384円（小数点以下四捨五入）に対して約17.47%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月11日までの過去1ヵ月間のヘラクレス市場における対象者の終値の単純平均値4,043円（小数点以下四捨五入）に対して約27.38%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、平成21年3月11日のヘラクレス市場における終値3,900円に対して32.05%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

② 算定の経緯

当社の親会社である阪神酒販と対象者及び対象者の筆頭株主であるジュピター社は、平成20年12月頃より、資本提携について検討・協議を進めてきました。阪神酒販、対象者及びジュピター社は検討・協議を進めていく中で、激しい競争のある業界の中で勝ち抜き、一層の飛躍を図るためには、両社が一つのグループとして、スケールメリットを創出し、一体となって事業拡大を図っていくことが最良の選択であるという結論に至り、当社が、対象者を子会社化し、長期保有のもと経営参加する目的で、平成21年3月12日に本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けを実施するにあたり、当社の親会社である阪神酒販は、平成20年12月下旬、北村・平賀法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

当社の親会社である阪神酒販は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、平成21年2月中旬に当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるグローウィンに株式価値算定を依頼しました。当社は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるグローウィンが平成21年3月11日付で提出した株式価値算定書を参考にしつつ、対象者に対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者の筆頭株主であるジュピター社との協議・交渉の経緯もふまえ、平成21年3月12日、買付価格を決定しました。

当社がグローウィンから受領した株式価値算定書によると、グローウィンは対象者株式の市場株価の動向、対象者の財務状況等を勘案し、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

・市場株価法 3,950円～9,570円

・類似会社比較法 2,846円～6,058円

・DCF法 16,666円～21,020円

なお、当社は、第三者算定機関からは公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

一方、対象者取締役会は、当社から提示された買付価格に対する意思決定において、対象者及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングより株式価値評価報告書を取得し、また、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人英知法律事務所から法的助言を受け、これらを参考にしつつ、平成21年3月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同することにつき承認可決しました。

③ 算定機関との関係

対象者の第三者算定機関であるグローウィンは、当社又は対象者のいずれかの関連当事者にも該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
45,972 (株)	45,972 (株)	- (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（45,972株）以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の数の最大数は、126,810株（以下「最大買付数」といいます。）となります。これは、対象者の第3期第3四半期報告書（平成21年2月13日提出）に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数（126,834株）から、同日現在の対象者が保有する自己株式（24株）を控除した株式数です。

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	38,166 個	(買付け等前における株券等所有割合 23.13%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	144 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.09%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	45,972 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00%)
対象者の総株主の議決権の数	126,810 個	

(注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」、及び「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本第三者割当増資の効力発生により、本公開買付け開始日に公開買付者が対象者の普通株式38,166株を取得していることを前提としております。

(注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、買付予定数(45,972株)に係る議決権の数を記載しています。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第3期第3四半期報告書（平成21年2月13日提出）に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数（126,810個）です。ただし、本公開買付けにおいては、本第三者割当増資の効力発生により、本公開買付け開始日に公開買付者が対象者の普通株式38,166株を取得していることを前提としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第3期第3四半期報告書（平成21年2月13日提出）に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数（126,810個）に本第三者割当増資によって増加する38,166個を加えた164,976個を分母として計算

しています。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注5) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となります。

(7) 買付代金 236,755,800 円

買付代金は、買付予定数（45,972 株）に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。なお、最大買付数（126,810 株）を買付けた場合の買付代金は653,071,500 円になります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号

② 決済の開始日

平成21年5月1日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株式等を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った日から起算して5営業日以後）以後、速やかに、応募が行われた時の状況に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（45,972 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びワないしゾ、第3号イないしチ及び第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格で買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を受領する権限を有するみずほインベスターズ証券株式会社の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、解除書面を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け又は公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日
平成 21 年 3 月 27 日

(11) 公開買付代理人
みずほインベスターズ証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し
本公開買付け後の方針等に関しては「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 21 年 3 月 26 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。

また、当社及び阪神酒販は、対象者との間で、平成 21 年 3 月 12 日付で資本提携契約書を締結しております。当該契約の主な内容は以下のとおりです。

- ① 当社が対象者の普通株式を対象とする本公開買付けを実施する。
- ② 当社は、対象者の実施する、普通株式 38,166 株、払込金額 1 株あたり金 4,043 円（総額 154,305,138 円）の本第三者割当増資による募集株式の発行により発行される対象会社の普通株式全てを引き受ける。
- ③ 対象者は、対象者の発行済株式総数の 2 分の 1 以上の議決権個数の取得を条件として、平成 21 年 3 月期に係る定時株主総会において、任期満了により退任する田中健二氏および江田裕一郎氏を再任せず、当社の指名する者を対象者の取締役 3 名及び監査役 1 名として選任すること等を議案とし、当社の指名する取締役が対象者の取締役会の過半数を占めるように提案する。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ①当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図して行われるものではありません。しかしながら、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は、ヘラクレス市場の定める株式上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。万一、株式上場廃止基準に抵触した場合の対応方針につきましては、株式上場廃止基準に抵触する蓋然性が高まった段階で、慎重に検討する予定です。上場廃止となった場合、上場廃止後は、対象者株式をヘラクレス市場において取引することは出来ません。
- ②対象者は、平成 21 年 2 月 13 日付で「平成 21 年 3 月期 第 3 期第 3 四半期報告書」を提出しております。当該公表に基づく同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。

(a) 損益の状況

四半期連結累計期間	平成 21 年 3 月期第 3 四半期（第 3 期） （自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 20 年 12 月 31 日）
売上高（千円）	9,612,943
売上原価（千円）	4,596,143
販管費及び一般管理費（千円）	4,922,265
営業外収益（千円）	17,213
営業外費用（千円）	103,920
四半期純損失（千円）	△867,128

(b) 1 株当たりの状況

四半期連結累計期間	第3期第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり連結四半期純損失(△)	△6,838.01

決算年月	第3期第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)
1株当たり連結純資産	2,032.25

③連結子会社の訴訟の和解成立の件

対象者は、平成20年7月14日に対象者の連結子会社であります株式会社プライム・リンクが、アクセラ株式会社（東京都千代田区）より提起されておりました訴訟について、和解が成立し、解決いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、臨時報告書を提出しております。提出内容は下記のとおりです。

報告内容

1. 和解の日

平成20年7月10日

2. 子会社の名称

- (1) 商号 株式会社プライム・リンク
- (2) 所在地 東京都港区海岸1丁目16番1号
ニューピア竹芝サウスタワー21階
- (3) 代表者 代表取締役会長 山口 伸昭

3. 経緯

株式会社プライム・リンクは、アクセラ株式会社と財務施策に関するアドバイザリー契約及び業務委託契約等を締結しておりましたが、その活動結果に対する業務委託手数料の見解に相違が生じ、平成19年1月26日付で同社より訴訟が提起されました。これに対し、株式会社プライム・リンクは、平成20年2月28日付で反訴を提起しておりました。

4. 和解の内容

裁判上の協議の結果、上記見解の相違については双方完全な理解に至り、双方が訴訟を取下げることで円満に解決いたしました。

5. 今後の見通し

株式会社プライム・リンクでは、本訴訟に関する特別利益を計上する見込みですが、当期の連結業績に与える影響は精査中であり、明確になり次第速やかにお知らせいたします。

④対象者連結子会社の訴状の受領について

対象者は、平成20年10月8日に対象者の連結子会社であります株式会社プライム・リンクが、以下の内容の訴状を受領いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。提出内容は下記のとおりです。

報告内容

1. 連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 商 号 株式会社プライム・リンク
(2) 本店所在地 東京都港区海岸一丁目16番1号
ニューピア竹芝サウスタワー21階
(3) 代表者氏名 代表取締役 小島 保幸

2. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 訴訟の提起があった裁判所 東京地方裁判所
(2) 訴訟の提起日 平成20年9月2日（訴状到達日 平成20年10月3日）

3. 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 商 号 株式会社クラーク名古屋
(2) 本店所在地 名古屋市中村区椿町10番16号
(3) 代表者氏名 代表取締役 平野 和夫

4. 訴訟の経緯

本別訴の原審は、平成20年2月6日付にて東京地方裁判所から判決の言渡しがあり、株式会社プライム・リンクの主張が全面的に認められ、株式会社クラーク名古屋の請求の全部が棄却されております。株式会社クラーク名古屋は、原審判決の取り消しを求めて控訴しており、現在も東京高等裁判所にて審理中ですが、同様の案件であるにもかかわらず、原審控訴審とは別に、請求の原因を変更して、株式会社プライム・リンクに3億円の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

5. 訴訟の内容及び損害賠償金額

- (1) 株式会社プライム・リンクは、株式会社クラーク名古屋に対し、3億円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年6パーセントの割合による金員を支払うこと。
(2) 訴訟費用は、株式会社プライム・リンクの負担とすること。

6. 今後の見通し

当期の業績につきましては変更ございません。

なお、対象者は、本別訴についても原審第一審判決において全面的に認められたとおり、株式会社プライム・リンクに株式会社クラーク名古屋が主張するような支払い義務がなく、株式会社プライム・リンクの主張が認められることを確信しており、裁判でその正当性を主張しております。

(3) 問合せ先等

①本件に関するお問い合わせ先

HSI グローバル株式会社

齊藤 隆光

電話：03-5767-5420

②公開買付けのお手続きに関するお問い合わせ先

みずほインベスターズ証券株式会社の本店又は各支店

以 上